

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から44年9月までの期間及び47年6月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から53年6月

昨年、申立期間の一部に係る父親の所得税の確定申告書（控）が見付かり、そのうちの一部については、二人分の国民年金保険料の支払が申告されていた。当時、私は、父親の経営する事業を手伝っていたが、同居していた家族の中で国民年金に加入する者は、私と母親しかおらず、父親が私と母親の保険料を納付し、確定申告を行っていたものと思われる。

また、今回、母親のものと思われる国民年金の加入記録が見付かり、昭和36年4月から国民年金保険料を納付しているので、私の保険料も同様に父親が納付していたと思う。

両親は既に亡くなっており、詳細は不明であるが、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍謄本、戸籍の附票及びオンライン記録によれば、申立期間当時、申立人は、申立人の両親と同居しており、同居していた家族の中で国民年金の加入対象となる者は、申立人及びその母親以外にはいなかったことがうかがえるところ、オンライン記録によれば、母親と同姓同名で同一の生年月日であり、かつ、A市において払い出されている国民年金手帳記号番号で、申立期間の保険料が納付済みとされている基礎年金番号に未統合の記録が確認でき、当該記録は、母親のものであると考えられる。

また、申立人から提出された昭和43年から52年までの分の申立人の父

親に係る確定申告書（控）によれば、申立人は事業専従者として申告されていることが確認できるところ、43年分及び48年から52年までの分の確定申告書（控）には、当該年の二人分の国民年金保険料に相当する金額が年金保険料として社会保険料控除欄に記載されており、父親の世帯で保険料を納付すべき者は申立人及び母親以外にいないことから、控除申告されている二人分の保険料は、申立人及び母親の保険料であると推認される。

さらに、昭和44年分及び47年分の確定申告書（控）には、当該年の二人分の国民年金保険料には満たないものの、一人分以上の保険料に相当する金額が年金保険料として社会保険料控除欄に記載されているところ、オンライン記録によれば、当該期間に係る母親の保険料は納付済みとされていること、及びその前後の年の確定申告書（控）の内容を踏まえると、申立人については、44年は1月から9月までの分、47年は6月から12月までの分の保険料が納付されたものと考えるのが相当である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から42年12月までの期間、44年10月から47年5月までの期間及び53年1月から同年6月までの期間について、申立人は、国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間当時の保険料の納付状況等に関する証言を得ることができないことから、納付状況が不明である。

また、昭和45年1月から46年12月までの期間について、申立人から提出された申立人の父親に係る45年分及び46年分の確定申告書（控）によれば、社会保険料控除欄には「国保」と記載されているのみであり、国民年金保険料が控除申告されていない上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、昭和36年4月から42年12月までの期間及び53年1月から同年6月までの期間については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から44年9月までの期間及び47年6月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1888

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時、両親が私の国民年金保険料を 3 か月ごとに必ず納付していた。

申立期間以外の期間の国民年金保険料は全て納付しており、3 か月だけ未納とされていることに納得できないので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、20 歳から 60 歳に到達するまでの 40 年間に於いて、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、両親は既に死亡しており、当時の納付状況等については確認できないが、申立人の両親に係るオンライン記録及び A 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）における検認記録によると、国民年金加入期間に係る保険料は全て納付済みとされている上、保険料の納付年月日が確認できる全ての期間において、納期限内に納付されており、両親の保険料に関する納付意識の高さがうかがえることから、両親が 3 か月と短期間である申立人の申立期間の保険料のみを未納のままにしておくとは考え難い。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち平成17年12月から21年7月までの期間に係る標準報酬月額記録については、17年12月は20万円、18年1月は18万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月は15万円、同年6月は20万円、同年7月は18万円、同年8月は14万2,000円、同年9月から19年2月までは20万円、同年3月は19万円、同年4月から同年7月までは20万円、同年8月は17万円、同年9月は20万円、同年10月は12万6,000円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、20年1月は13万4,000円、同年2月から同年7月までは20万円、同年8月は17万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、21年1月は14万2,000円、同年2月は20万円、同年3月は14万2,000円、同年4月は20万円、同年5月は17万円、同年6月は18万円、同年7月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月26日から11年12月23日まで
② 平成16年12月1日から21年8月1日まで

申立期間①について、私が株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額が、支給されていた給与に比べて3万円から4万円程度低額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私がB事業所で厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額が、支給されていた給与に比べて低額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の変動範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間②のうち、平成17年12月から21年7月までの期間の標準報酬月額について、申立人が所持するB事業所の給与明細書又は給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、17年12月は20万円、18年1月は18万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月は15万円、同年6月は20万円、同年7月は18万円、同年8月は14万2,000円、同年9月から19年2月までは20万円、同年3月は19万円、同年4月から同年7月までは20万円、同年8月は17万円、同年9月は20万円、同年10月は12万6,000円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、20年1月は13万4,000円、同年2月から同年7月までは20万円、同年8月は17万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、21年1月は14万2,000円、同年2月は20万円、同年3月は14万2,000円、同年4月は20万円、同年5月は17万円、同年6月は18万円、同年7月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成16年12月から17年11月までの期間の標準報酬月額について、申立人は給与明細書等の関連資料を所持していない上、申立人が確定申告書を提出したとするC税務署においても同年分の源泉徴収票等は保管されておらず、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

また、申立人が所持している預金通帳の給与振込額からは、申立期間②のうち、平成16年12月から17年11月までの期間に係る厚生年金保険料

控除額及び報酬月額を推認することができない。

このほか、申立期間②のうち、平成16年12月から17年11月までの期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成16年12月から17年11月までの期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①について、株式会社Aの元代表取締役は所在が確認できないため、元取締役に対して照会したところ、「事業所は既に廃業しており、申立人の賃金台帳などの資料は無い。」としており、申立人が主張する申立期間①に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、株式会社Aの事務を受託していた労務管理事務所は、「申立期間以前から株式会社Aの事務を受託していたが、申立人の申立期間に係る関係書類は保存していない。なお、申立期間当時、同社の給与計算も行っていたので、社会保険事務所への届出は賃金台帳に基づき正しく行っていた。」旨述べている。

さらに、申立期間①当時、株式会社Aにおいて、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち所在が確認できる9人に照会したところ、回答があった5人のうち2人は、支給されていた給与と標準報酬月額はほぼ一致していると回答している。

このほか、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を、平成15年10月31日は21万6,000円、同年12月7日は43万2,000円、16年7月7日は49万2,000円、同年12月7日は48万円、17年7月7日は24万円、同年9月30日は23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月31日
② 平成15年12月7日
③ 平成16年7月7日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成17年9月30日

私は、平成12年4月から17年12月まで株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入していた。申立期間①から⑥までに係る賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間①から⑥までに係る標準賞与額の記録について、年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与明細により、申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額について、前記賞与明細において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額から、平成15年10月31日は21万6,000円、同年12月7日は43万2,000円、16年7月7日は49万2,000円、同年12月7日は48万円、17年7月7日は24万円、同年9月30日は23万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及びオンライン記録から、事業主は、当該賞与支払届を政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことが確認できる上、同社の元代表取締役は当該賞与に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和57年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

私は、A株式会社に昭和57年6月30日まで勤務し、同年7月1日から関連会社のC株式会社（現在は、D株式会社）に転籍したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出されたA株式会社の辞令及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B株式会社及び親会社であるE株式会社は、申立人の申立期間に係る給与はA株式会社から支給され、当該期間に係る厚生年金保険料についても控除したと思われる旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年5月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭

和 57 年 6 月 30 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社に転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社に転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社に転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社に転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社に転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B事業所（現在は、株式会社C）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年4月*日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月頃から20年4月頃まで

私は、昭和19年3月にD県E郡F村（現在は、G町）のH高等小学校を卒業後、学校の命令で、I県J市にあった「K事業所」に同級生3人と共に就職した。

昭和19年4月頃から20年4月のL大空襲まで当該事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする「K事業所」について、株式会社Cは、A株式会社M事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A株式会社B事業所）のことであろうとしているところ、申立人の当該事業所における勤務状況の説明は、具体的かつ詳細であり、株式会社C及びA株式会社（現在は、株式会社N）に係る社史の記載内容とも一致しているほか、同僚の証言及び申立人の所持する集合写真等から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社の社史によれば、「『労働者年金保険法』は、19年2月改正されて『厚生年金保険法』となり、同年10月から被保険者の範囲も全従業員に適用されることになった。」との記載があるところ、株式会社Nから、「全従業員とは、O職も含むと推測される。」旨回答があった上、株式会社Cは、「女子の厚生年金保険の加入対象にはP職やQ職だ

けでなく、O職も含まれると考える。当時、A株式会社M事業所においては、地方出身の女子集団就職者も厚生年金保険に加入させる取扱いであり、申立人も厚生年金保険に加入していたものと考えられる。」旨回答している。

さらに、A株式会社B事業所において厚生年金保険の被保険者期間を有し、同社M事業所のP職であったとする者及び同社の総務担当であったとする者は、「地方から集団就職したO職等についても自分たちと身分や待遇に相違は無かった。」旨証言している。

加えて、申立人が所持する集合写真のうち、写真の裏に当時の上司及び先輩の氏名が記載されているものがあり、当該上司及び申立人と同じくD県出身のO職であったとする先輩は、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる。

一方、A株式会社の社史、J市に係る記録及び日本年金機構の資料等によれば、昭和20年4月*日のL大空襲により市街地の大部分が焦土と化し、記録台帳のうち相当数が焼失し、戦後、事業所から資料を取り寄せ一部復元したとしているところ、同社の記録を管理している日本年金機構R事務センターの回答及び当委員会の調査から、同社の厚生年金保険被保険者名簿においては、健康保険の整理番号の記載が無く、資格取得日順に記載されておらず、氏名の誤字脱字や生年月日の相違も多い上、破れて氏名等が確認できないページがあるなど、一部については適正に復元及び管理された記録とは言い難いものとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、厚生年金保険の対象が女子従業員に拡大され、保険料徴収が開始された昭和19年10月1日と認めるのが相当であり、また、申立人の資格喪失日は、申立人がL大空襲まで同社B事業所に勤務し、その後帰郷したとしていることから、L大空襲があった日の翌日である20年4月*日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①は 33 万 6,000 円、申立期間②は 17 万 8,000 円、申立期間③は 26 万 7,000 円、申立期間④は 19 万 1,000 円、申立期間⑤は 21 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 26 日
② 平成 18 年 7 月 26 日
③ 平成 18 年 8 月 10 日
④ 平成 19 年 12 月 19 日
⑤ 平成 20 年 12 月 26 日

私は、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成 17 年 12 月、18 年 7 月、同年 8 月、19 年 12 月及び 20 年 12 月に同社から賞与が支給されたと思うが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金取引明細表及びB事業所に勤務していた同僚の賞与の支給明細書等から、申立期間①から⑤までにおいて、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、申立人の平成 17 年分給与所得の源泉徴収票及び 19 年の所得証明書により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録における 17 年及び 19 年の申立人の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが確認できる。

さらに、前述の同僚が所持する申立期間①から⑤までに係る賞与の支給

明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①から⑤までにおいて厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、前述の平成 17 年分給与所得の源泉徴収票、19 年の所得証明書、預金取引明細表及び同僚が所持する賞与の支給明細書により算出した賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は 33 万 6,000 円、申立期間②は 17 万 8,000 円、申立期間③は 26 万 7,000 円、申立期間④は 19 万 1,000 円、申立期間⑤は 21 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間①は16万1,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は16万8,000円、申立期間④は18万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月12日
② 平成18年12月30日
③ 平成19年8月12日
④ 平成19年12月30日

有限会社A（現在は、B株式会社）に勤めていた期間中に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録を確認したところ、同社での賞与に係る厚生年金保険の記録が無かった。

賞与明細書を提出するので、申立期間①から④までの賞与に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚が所持する賞与明細書並びに申立期間当時に有限会社Aの社会保険事務を担当していた者の証言から、申立人は、申立期間①から④までにおいて同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保

険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から④までの標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、申立期間①は16万1,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は16万8,000円、申立期間④は18万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に係る賞与については、事業主による賞与支払届の提出が遅れたため、年金の給付に反映されない記録とされているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成19年賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1889

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 54 年 3 月まで

申立期間当時、母親が自分の分と一緒に私の国民年金保険料を納付していた。

納付していた場所は、自宅近くの A 協同組合、郵便局又は地区の納税組合だったと思うが、間違った住所を使用して国民年金保険料を納付していたため、年金記録が未納となってしまったと思われる。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が間違った住所を使用して国民年金保険料を納付していたと思われる旨主張しているところ、B 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人が所持する年金手帳に記載されている住所は、現住所と一致しており、住所が訂正された形跡は見当たらない上、現住所と異なる住所で管理されている申立人の保険料納付記録は見当たらない。

申立期間①について、上記国民年金被保険者名簿及び年金手帳によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和 48 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間①は未加入期間であり、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和 55 年 1 月 10 日であることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続は 54 年 12 月頃に行われたと考えられる

が、この時点で、申立期間②のうち 52 年 9 月以前の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない上、上記国民年金被保険者名簿によれば、申立期間②は未納期間となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立人の母親が国民年金保険料を納付していた場所として、A 協同組合、郵便局又は申立人の居住地区の納税組合と主張しているところ、B 町によれば、申立期間①及び②当時、同協同組合及び郵便局は保険料の収納代理金融機関とはなっていない上、申立期間②のうち、昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月までの保険料は過年度納付となることから、当該地区の納税組合において納付できる保険料は現年度分のみであることから、当該期間の保険料について地区の納税組合で納付することはできない。

さらに、申立期間①及び②は、合計 84 か月と長期間である上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人が住所を異動した形跡は無く、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1890

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年3月まで
私の国民年金については、母親がA町で加入手続を行い、同町にあったB納税組合を通じて申立期間の国民年金保険料を納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したとするB納税組合の元役員は、申立期間当時、当該組合は実在し、期間の特定はできないものの保険料を集金していた時期があった旨述べている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号(*)は、申立人の旧姓である「C」名でD市において昭和43年11月頃に払い出され、申立人は国民年金の被保険者資格を同年10月1日に遡って取得した後、44年3月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより国民年金の被保険者資格を喪失しており、その後、当該手帳記号番号において被保険者資格を取得した形跡は無い上、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとするA町において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に対し、婚姻後の姓である「E」名でD市において昭和55年8月9日に別の国民年金手帳記号番号(*)が払い出されていることが確認できるところ、この時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が加入手続及び保険料の納付を行ったと述べているが、母親は既に死亡しており、申立期間当時の状況を確認することができない上、オンライン記録によれば、母親も申立期間のうち一部期間の保険料は未納とされている。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）国民年金 事案 1891

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から56年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月から56年3月まで

私は、20歳で国民年金に加入したときから付加年金にも加入していたので、国民年金保険料については定額保険料のほかに付加保険料も納付していたはずである。

しかし、国の記録では定額保険料のみが納付済みとされ、付加保険料は未納とされている。

申立期間を国民年金付加保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、付加保険料の取得年月日欄には「農 53.12.5 56.4.1 報告」と記載されていることから、同町では、昭和56年4月1日に、申立人が農業者年金に加入した53年12月5日に遡及して、申立人を付加年金の強制加入被保険者とする処理を行ったことが推認できるが、申立人が同年11月以前に付加年金に加入した形跡は確認できない。

また、申立人が提出した昭和49年4月から54年3月までの期間に係るA町発行の国民年金保険料納入通知書兼領収書（写）によれば、各納期の保険料の金額は3か月分の定額保険料のみとなっており、当該期間において付加保険料が納付された事実は確認できない。

さらに、申立人の付加年金への強制加入に係る処理がなされたと考えられる昭和56年4月時点では、53年12月は、時効により付加保険料を納付することができない期間であるが、54年1月から56年3月までの期間は、制度上、付加保険料の納付が可能であるところ、申立人は、当該期間の付加保険料を遡って納付した記憶は無く、申立人に係る上記被保険者名

簿によれば、申立期間については付加保険料を納付したことを示す「附加納入」等の記載は無く、当該記録はオンライン記録と一致している。

加えて、住民票の写しによれば、申立人は申立期間及びその前後を通じてA町以外に住所の異動が無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（山形）国民年金 事案 1892

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで

私は申立期間当時、A県内の大学に在学していた。私への仕送りで家計が厳しい中、私の老後の生活のために国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していると帰省のたびに母親から聞かされていたので、保険料が未納となっているのはおかしい。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人がA県内の大学に入学した後、申立人の母親がB市で申立人の国民年金の任意加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、申立人が国民年金に加入した形跡がうかがえないことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、申立人の母親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付をしたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間当時の状況を確認することができない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3476

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月頃から 51 年 3 月頃まで

私は、申立期間当時、A 県 B 市 C 区にあった D 株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した E 業務等の教育修了証及び申立人が申立期間に F 業務に関わったとして名前を挙げた施設の竣工時期から判断すると、申立期間当時、申立人は、F 業務に就いていたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、B 市 C 区に所在した D 株式会社に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間において、同区に所在する当該名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人は、「D 株式会社は、申立期間の前に私が勤務していた G 株式会社と同じ事業所であった。」と主張しているところ、事業所記号番号払出簿によると、申立人が勤務していた H 県 I 市に所在した G 株式会社は、昭和 47 年 10 月 1 日に J 県 K 市への移転に伴い、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日に同社 L 事業所が厚生年金保険の適用事業所となっているものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、M 地方法務局 N 出張所は、B 市 C 区において、D 株式会社の名称で商業法人登記をした事業所は見当たらないとしており、同社の事業主を特定することができないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、申立人に係る申立期間の雇用保険の加入記録も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3485（東北（宮城）厚生年金事案 3236 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 2 日から 28 年 9 月 5 日まで
② 昭和 29 年 9 月 5 日から 31 年 9 月 5 日まで

私は、申立期間①及び②について、第三者委員会による調査及び審議の結果、A社の厚生年金保険被保険者期間であったことが認められたが、当該期間は、脱退手当金の支給済期間とされていた。

しかし、A社を退職後に脱退手当金の請求をした記憶も無ければ受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、A社に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間として記録されていないとの申立てがあり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に申立人の旧姓の氏名と同姓同名で生年月日の一部が相違している記録が見付かり、申立人が名前を挙げた同郷の同僚の証言などにより申立人の記録であると認められることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 12 月 27 日付けで年金記録の訂正が必要であるとの通知が行われているが、当該期間は脱退手当金の支給済期間とされているところ、申立人から、当該期間に係る脱退手当金は受け取っていないとして再申立てがあったものである。

申立期間①及び②については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失

日から約1か月後の昭和31年10月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金の支給決定日（昭和31年10月3日）は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったところ、A社を退職後、昭和41年12月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3487（宮城厚生年金事案 2764 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、私は、申立期間に係る脱退手当金の請求をしておらず、受給もしていない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱 37.11.20 受付」の押印が確認できること、ii) オンライン記録上で支給されたとされる脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人が被保険者資格を喪失した約10か月後の昭和38年2月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人は、年金を継続したいと考えていたと述べているが、申立期間後に取得した共済組合員資格を39年3月に喪失してから41年5月に同資格を再取得するまでの期間は、国民年金への加入が可能であったが、強制加入とされる期間（昭和39年4月から40年8月まで）を含めて国民年金に加入した記録が無いことから、当時、申立人は年金に対する意識が高かったとは言い難いこと、iv) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成24年8月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当初、証言をしてくれる者として

3人の名前を挙げているところ、いずれも申立人が申立期間に勤務していた事業所を退職してから勤務した事業所の関係者であり、申立人の脱退手当金が支給決定されたとするまでの状況を知る者ではない旨申立人自身が述べていることから、新たな事情とは認められず、このほかに年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。